

戸田市建築物耐震改修促進計画

(第2次)

【 概 要 版 】

1 改定の目的

近年、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災 平成23年3月）、熊本地震（平成28年4月）などの大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

「戸田市建築物耐震改修促進計画」は、平成18年1月26日の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、市町村における耐震改修促進計画が規定されたことを根拠に耐震診断や耐震改修等を総合的に促進するための目標・施策を明らかにするために平成20年3月に策定されました。

その後、国では平成27年6月に策定した「国土強靱化アクションプラン2015」等により住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率（建築物のうち耐震性を有する建築物の割合）を平成32年度までに95%とする目標を定めました。

埼玉県においても平成28年3月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」の改正をおこない、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標値を平成32年度までに95%とする目標を定めました。

国や県の耐震化の目標等との整合を図り、かつ最新の情報を基に所要の改定をおこないました。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から33年度までとします。

また、すべての建築物の耐震化を促進することが必要であるため、本計画の目標年次である平成33年度以降も引き続き、耐震化を促進することとします。

3 主な改定ポイント

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

市内における住宅の耐震化の現状は、耐震化率93.4%となっており、県の建築物耐震改修促進計画に記載されている県内の住宅の耐震化率87.1%に比べて高い状況となっています。

改正においては平成33年度当初における耐震化率の目標値を95%とします。

【該当章・節】

- 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 3. 建築物の耐震化の現状と目標
- (1) 住宅の耐震化の現状と目標

(2) 多数の者が利用する市有建築物の現状

市が所有する多数の者が利用する一定規模以上の建築物については平成26年度に耐震改修工事がすべて完了しているため耐震化率は100%となっています。

【該当章・節】

- 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 3. 建築物の耐震化の現状と目標
- (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標
- ア 多数の者が利用する市有建築物の現状

(3) 多数の者が利用する民間建築物の現状と目標

建築物の耐震改修の促進に関する法律においては、多数の者が利用する一定規模以上の建築物について特に耐震化を求めています。

市内における当該建築物の耐震化率は94.4%となっており、県の建築物耐震改修促進計画に記載されている県内の建築物の耐震化率89.6%に比べて高い状況となっています。

改正においては平成33年度当初における耐震化率の目標値を96%とします。

【該当章・節】

- 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 3. 建築物の耐震化の現状と目標
- (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標
- イ 多数の者が利用する民間建築物の現状と目標

(4) 市有建築物の耐震改修に係る施策

市が所有する多数の者が利用する一定規模以上の建築物については平成26年度に建築物本体の耐震改修工事がすべて完了していますが、大規模空間の天井等の非構造部材の耐震化については耐震化が完了していないため、国の基準に基づき耐震化を促進する旨を追加します。

【該当章・節】

- 第3 建築物の耐震化の基本的な方針
- 2. 多数の者が利用する市有建築物

(5) 民間の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修に係る施策
次の新たな施策について追加します。

ア 本市では平成17年度より「戸田市既存住宅耐震診断・改修補助金交付事業」を創設し、平成27年度には、耐震改修に対しての補助金額の拡充や補助対象に耐震シェルターの設置を加える改正をおこないました。

イ 市民の皆様に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識並びに本市の補助制度についての普及・啓発活動として、以前からおこなっておりますホームページ掲載、窓口パンフレット設置、広報掲載に加えて「まちづくり出前講座」及び「個別訪問」をおこないます。

【該当章・節】

- 第4 民間の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針
 2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要
- (1) 助成制度の活用